

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会だより



～個性あふれるまちづくりへ～

第16号 平成16年4月22日発行

○発行:伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 ○編集:伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局
○事務局:西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1 伊方町役場内 ☎0894-38-2670

新町の名称は『伊方町』



第15回合併協議会開催

平成16年3月26日(金)第15回合併協議会が瀬戸町民センターで開催され、「新町の名称について」の協議では、第11回合併協議会で報告された7候補の中から委員51名による投票が行われた結果、『伊方町』とすることが確認されました。

第十五回 合併協議会報告

平成十六年

三月二十六日(金)

瀬戸町民センター

1、報告された事項

○各小委員会報告

(別途記載のとおり)

2、確認された事項

(別途記載のとおり)

3、協議された事項

次の事項について提案され、次回以降確認されることになりました。

【継続協議】

○財産の取扱い

○地域審議会の取扱い

○各種事務事業

(国民健康保険事業)の取扱い



協議第8号

○農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

- 1 農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員は、「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 2 「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第1項第1号の規定の適用期間の終了後、選挙による委員の改選にあたっては、3つの選挙区を設けることとし、選挙による委員の定数は次のとおりとする。

選挙区	定数
旧伊方町の区域	5人
旧瀬戸町の区域	4人
旧三崎町の区域	5人

(現況)	公選による委員	農地面積	農家戸数
旧伊方町の区域	10人	1,034 ha	854戸
旧瀬戸町の区域	15人	917 ha	560戸
旧三崎町の区域	14人	1,039 ha	830戸

- 3 「市町村の合併の特例に関する法律」の適用に関して経過措置が講じられ、合併の期日が変更になったときは、あらかじめ協議する。

協議第11号

○地方税の取扱いについて

- 1 地方税(国民健康保険税を除く)の税率については3町ともに同じであるため、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

(現況)

①個人町民税

- ・均等割の税率 年2,000円
- ・所得割の税率 課税標準が200万円未満 3/100
- 〃 200万円以上 8/100
- 〃 700万円超 10/100

②固定資産税

- ・免税点 土地: 30万円未満
- 家屋: 20万円未満
- 償却資産: 150万円未満
- ・税率 1.4/100

- 2 公益上その他の事由により課税を不相当とする理由により、課税を免除している者等についての取扱いについては、現行の取扱いのまま新町に引き継ぐものとし、合併後すみやかに、免除理由の再調査をおこない、3町間で不公平が生じないように制度の適正化を図るものとする。
- 3 住民税及び固定資産税の納期並びに納期前納付報奨金については、伊方町の例により取扱うものとする。

《伊方町町税条例の特例に関する条例》

- ・普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税及び固定資産税の納期は、6月を第1期とし、翌年3月まで、毎月納期の10期となっている。

協議第12号

○使用料、手数料の取扱い

- 1 3町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
- 2 3町で差異のある使用料及び手数料については、次のとおり取扱うものとする。
 - ・公共施設の使用料は、3町間の類似施設等にあつては、合併時に統一が図れるよう調整する。
 - なお、特別の事情により統一が困難な施設や、1町にのみ設置されている施設については現行のとおりとし、新町において調整する。
 - ・水道料金については、3町の料金体系を存続させ、5年を目途に統一する。
 - ・事務手数料については、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、現行単価を基準として統一に努める。

☆「手数料条例」に掲げられている手数料(戸籍謄(抄)本交付手数料、印鑑(登録)に関する証明手数料、住民票交付手数料等)、施設使用料(総合体育館、テニスコート、中央公民館等)一覧を掲載していきます。

協議第17号

○補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも考慮しつつ、新町において公共的必要性、有効性、公平性を検討し、次の方針により調整する。

1 公共的団体等に係るもの

(1) 3町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

《老人クラブ連合会活動費補助金、人権対策協議会活動費補助金 等》

(2) 3町それぞれの独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実情をふまえ調整する。

《観光協会活動費補助金、文化協会活動費補助金、青年漁業者協議会活動費補助金 等》

2 事業に係るもの

(1) 3町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、制度の統一化に向け調整する。

《商工会補助金、社会福祉協議会運営事業補助金 等》

(2) 3町において独自に実施している補助金、交付金等については、事業の実績をふまえ、新町において調整する。

《土地改良区事業費補助金、産業振興促進対策事業補助金、幼児学級開設事業補助金 等》

協議第19号

○行政連絡機構の取扱いについて

- 1 行政区の区域、名称については原則として現行のままとする。
- 2 区長会の制度については、合併後すみやかに新町の区長会として統一する。
- 3 区長会の名称、報酬、補助金等については統一時に調整する。
- 4 行政配布物の配布方法は、合併時に統一を図る。
- 5 町政モニターの制度については、合併後新町において調整する。

(現況)

	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町
行政区	町内25区	町内19区	町内25区
区長会	定例会年4回 臨時会 1回	定例会年1回	定例会年1回
行政配布物	町広報誌(1日発行)	町広報誌(23日発行) 回覧文書(毎月5日)	町広報誌(末日発行) 回覧文書(毎月第2・4水曜日)

《町政モニター制度は伊方町のみ制度》

- ・ 町内各地区に、町政に関する町民の意見を継続的に反映させるため委員を委嘱
- ・ 定数はおおむね25人とし、任期は委嘱の日から翌々年の3月31日まで。

協議第20号

○町字名の取扱いについて

3町の区域内の字の名称は、現行のとおりとする。

- (伊方町) 大浜・中之浜・仁田之浜・河内・湊浦・小中浦・中浦・川永田・豊之浦・伊方越・亀浦・九町・二見
 (瀬戸町) 三机・塩成・足成・大江・志津・小島・大久・川之浜・田部・神崎・高茂
 (三崎町) 三崎・高浦・佐田・大佐田・井野浦・与侈・串・正野・二名津・明神・松・名取・釜木・平儀

協議第32号

○公共的団体の取扱いについて(その③)

社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら統合できるよう調整に努める。

(現況)

	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町
基本財産(定期預金)	7,220,000円	2,400,000円	6,000,000円
会費積立金	21,626,851円	0円	0円
退職積立金	18,169,389円	1,293,838円	15,042,948円
まごころ銀行	21,868,548円	8,730,179円	1,750,256円

☆伊方町・瀬戸町・三崎町社会福祉協議会合併協議会:会長 中元清吉

※新町発足時に、3町社会福祉協議会が新設(対等)合併することを目標に、合併協議を行っています。

協議第33号

○公共的団体の取扱いについて(その④)

商工会については、それぞれの事情を尊重しながら、すみやかに統合が図られるよう調整に努める。

☆「公共的団体の統合に関する意向調査」(平成15年9月29日回答)

※3町商工会の回答内容:市町村の合併後5年以内を目標に、統合するよう努める。

協議第3号

○新町の名称について
「新町の名称は「伊方町」とすることが確認されました。」

☆名付け親賞の発表は後日おこないます。

愛
西

伊
方

伊
瀬
岬

佐
田
岬

西
宇
和

媛
西

豊
予

住民小委員会で選考された第3次選定作品の7作品が第11回合併協議会で報告され、第13回合併協議会で3月末まで継続協議することとしておりましたが、協議による決定は困難となり、投票により決定いたしました。投票は、委員51名による無記名投票で行われました。
【投票の結果:「伊方」28票、「佐田岬」22票、「西宇和」1票】

第6回総務小委員会

平成16年3月5日(金)
三崎町役場2階第1会議室

継続審議中の項目について協議されました。

◎町議会議員の任期及び定数の取扱いについて
調整案について審議した結果、次の2案を決定しました。

- 第1案
 - ・合併特例法に定める「定数特例」及び「在任特例」は適用せず、合併時に設置選挙を実施することとする。
 - ・議員定数は地方自治法に定める上限の22人とする。
 - ・小選挙区制はとらない。

- 第2案
 - ・合併特例法に定める「定数特例」及び「在任特例」は適用せず、合併時に設置選挙を実施することとする。
 - ・議員定数は地方自治法に定める上限から2削減し、20人とする。
 - ・設置選挙に限り、小選挙区制による選挙を実施することとし、旧町の範囲を1つの選挙区として次のとおり定数を定める。

旧伊方町の選挙区 10人
旧瀬戸町の選挙区 4人
旧三崎町の選挙区 6人

今後はこの2案を3町議会に提示し、各町議会の意見集約を受けて、審議することになりましたが、調整案の決定にあたっては、多数意見を尊重することとして継続審議になりました。

第7回総務小委員会

平成16年3月18日(木)
伊方町役場4階全員協議会室

継続審議中の項目について協議されました。

①町議会議員の任期及び定数の取扱いについて
3町議会の意見集約を受けて審議することとしていた調整案の取扱いについて、現段階では各町議会の意見集約には至らず、3月末までに行う3町議会代表者会議の結果を受けて審議を行うということで、継続審議になりました。

②財産の取扱いについて
事務局より基本調整方針(案)について説明を受け、審議した結果、原案どおり承認されました。

内容:基金・地方債の状況、一時借入金等負債の審議

第8回住民小委員会

平成16年3月15日(月)
伊方町役場4階全員協議会室

継続審議中の項目について協議されました。

◎各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについて
国民健康保険事業の取扱いに関し、事務局から3町の保険給付事業、国民健康保険税の賦課徴収及び直営診療所運営事業についての調整方針(案)が提案され、その内容について審議を行いました。

第8回企画小委員会

平成16年3月17日(水)
伊方町役場4階全員協議会室

継続審議中の項目について協議されました。

①新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について
事務局から新町建設計画に伴う経過及び今後のスケジュールについて説明がなされました。

今後、県の指示事項に修正の必要があれば修正を行い、合併協議会での審議を経て、更に県との事前協議等が必要となるため、継続審議になりました。

②地域審議会の取扱いについて
事務局より基本調整方針(案)について説明を受け、審議した結果、原案どおり承認されました。

内容:制度の趣旨、設置並びに組織及び運営について

第5回行政組織小委員会

平成16年3月18日(木)
伊方町役場4階全員協議会室

継続審議中の項目について協議されました。

◎新町行政機構について
機構及び組織については、合併協議会において既に基本調整方針の確認をいただいておりますが、新町の行政機構について、専門部会で検討を行った現段階での組織機構の素案が提示され説明を受け審議いたしました。

その結果、特に異議がなく、概ねその素案により新町の組織機構のあり方として了承し、細部については引き続き専門部会で検討することを指示しました。

ご意見をお寄せ下さい!

合併に関する皆様のご意見をお寄せ下さい。

* 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局 *

Tel: (0894) 38-2670 Fax: (0894) 38-2669

ホームページ: <http://www.ikata-setogappei.jp/>

E-mail: is@ikata-setogappei.jp

※ 合併担当窓口 ※

* 伊方町役場企画財政課 *

Tel: (0894) 38-0211(代)
Fax: (0894) 38-1373(代)

* 瀬戸町役場総務課 *

Tel: (0894) 52-0111(代)
Fax: (0894) 52-0570(代)

* 三崎町役場総務課 *

Tel: (0894) 54-1111(代)
Fax: (0894) 54-1988(代)